異議申立審査役年次活動報告書

2019年度

国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン 異議申立審査役

異議申立制度について

2010年4月に公布した「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(以下「ガイドライン」)の遵守を確保すること等を目的として、事業担当部署及び環境社会配慮審査部署(以下「事業担当部署」)から独立した理事長直属の「異議申立審査役」(以下「審査役」)が設置されています。

異議申立制度は、(1) JICAによるガイドラインの遵守を確保するため、ガイドラインの遵守・不遵守にかかる事実を調査し、結果を理事長に報告すること、及び、(2) ガイドラインの不遵守を理由として生じた協力事業に関する具体的な環境・社会問題にかかる紛争に関して、その迅速な解決のため、当事者(申立人及び相手国等)の合意に基づき当事者間の対話を促進すること、を目的としています。

審査役は、独立性、中立性、効率性、迅速性、透明性の基本原則に則って、その目的の 実現を進めることとされています。

(異議申立に係る手続については、以下リンク先の「異議申立手続要綱」をご参照ください。https://www.jica.go.jp/environment/guideline/pdf/guideline02.pdf)

年次活動報告書について

本活動報告書は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」(2010年4月)に基づき、2019年度の審査役の活動状況を公表するものです。

序 文

本活動報告書は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」(2010年4月)に基づき作成されたものです。

異議申立手続要綱が定めるとおり、審査役の活動の目的は、JICAによるガイドラインの遵守確保のため、ガイドラインの遵守・不遵守にかかる事実を調査すること、また、協力事業に関する環境・社会問題にかかる紛争の迅速な解決のため、当事者間の対話を促進することです。2019年度において、異議申立はありませんでした。

この場を借りて、環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続に協力頂いたすべて の関係者に感謝を申し上げます。

2020年 8月

異議申立審査役

金子 由芳 (かねこ ゆか) 神戸大学社会システム・イノベーション・センター教授

早瀬 隆司(はやせ たかし) 長崎大学名誉教授

松下 和夫(まつした かずお) 京都大学名誉教授

(五十音順)

I. 当年度中の活動概要

1 受理件数

2019年度において異議申立はありませんでした。

2 手続開始決定案件数/留保件数/却下件数

2019年度において手続開始決定、留保又は却下となった案件はありませんでした。

3 留保・却下の理由分析

該当なし。

4 異議申立に係る審査役調査報告書の作成

2019年度において審査役調査報告書の作成はありませんでした。

5 ガイドライン不遵守の指摘にかかる分析

該当なし。

6 異議申立人から寄せられた意見

該当なし。

7 理事長指示の実施状況の確認

審査役の調査報告書において示された提言を踏まえた理事長指示については、「異議申立手続要綱」13条2項前段に基づき、その実施状況を、年次活動報告書において理事長に報告しています。2019年度については、審査役は2020年5月に事業担当部署から報告を受け、次の2つの案件に係る理事長指示の実施状況を確認しました。

(1) ミャンマー連邦共和国「ティラワ経済特別区 (SEZ) 開発事業」に係る理事長指示の実施状況

同案件については、2014年度に審査役の報告書による提言を行い 、その後、 同提言 を踏まえた理事長指示の実施状況を、年次活動報告書において理事長に報告していま す。2019年度については、異議申立に係る調査・審査の対象であったZone A (当初の表記は「Class A 区域」)におけるプロジェクトの対応について事業担当部署から連絡を受け(以下①②)、また、これに関連し2020年2月に次フェーズの対象地域であるZone Bにおいて発生した事案についても、事業担当部署に状況の確認を求めました(以下③)。

① 被影響住民との対話について

住民代表とSEZ監理委員会・デベロッパーの対話の場として設置された、Thilawa Community Coordination Meeting (於ティラワ) は、2019年度においても開催が継続している。同会合での住民側の要請に配慮し、SEZ監理委員会がJICAの支援のもと、被影響住民の生計回復等の対応に努めている。また、ティラワ苦情処理メカニズムも存続しており、2019年(1月~12月)には13件の苦情を受理し、この内6件は解決済み、残り7件は調査あるいは調停を実施中である。

② 住民による共有地利用の遅れ

Zone Aの開発に伴って移転した住民のために、移転地に隣接した3エーカーの共有地が整備された¹。しかし、2018年11月のThilawa Community Coordination Meetingにて、移転住民代表より、当該共有地について他に所有権を主張する人々がいるため利用できていない旨の苦情があった。JICAは現地政府に対して本件の解決を求める申し入れを複数回行ない、現地政府は2019年3月に本件をScrutinizing Committee for Acquired Land (SCAL)による紛争処理手続に付議したが、2020年5月現在なおSCALにて手続が継続中である。JICAとして本件を継続的にフォローアップ中である。

③ 次フェーズへの教訓の活用

異議申立 (2014年6月) に係る調査・審査の対象はZone Aであったが、審査役の報告書では、Zone Aの教訓を次フェーズに活かすよう提言が行われた²。これを受けてJICAは、次フェーズにおけるZone B の用地取得に際しても、現地政府に対し、被影響住民と対話を尽くすよう働きかけを継続している。2020年2月には、移転に同意していない世帯の農地

[「]環境社会配慮ガイドライン異議申立審査役年次活動報告書 (2016年度)」p. 5. 「2. 理事長指示の実施状況 に関する事業担当部署からの報告 (1) 1)

⁽https://www.jica.go.jp/environment/ku57pq00000v0skq-att/objection_annual2016.pdf)

² 「ミャンマー連邦共和国 ティラワSEZ開発事業環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申し立てに係る調査報告書」 p. 26. 「3.6. 継続支援について]

⁽https://www.jica.go.jp/environment/ku57pq00001mzeq1-att/report mva01 141105.pdf)

に対し整地作業が実施される事案が発生したが、JICA側から現地政府に対して被影響住民への配慮を申し入れ、強制措置は留められた。

以上から、Zone Aの被影響住民に関しては、影響緩和のための一定の努力が継続していると認められるが、共有地などの懸案も残り、JICAとして引き続き現地政府への働き掛けを通じた解決の継続が求められる。また、Zone B についても、Zone Aで得られた教訓を生かし、JICAから現地政府に対し強制措置の回避など適切な働きかけが継続されることが期待される。

(2)「モザンビーク共和国ナカラ回廊農業開発マスタープラン策定支援プロジェクト」に 係る理事長指示の実施状況

同案件については、2017年度に審査役の調査報告書にて提言を行ない³、その後、 同提言を踏まえた理事長指示の実施状況を、年次活動報告書において、理事長に報告しています⁴。2019年度については、以下の状況が認められました。

...

① 情報不足・透明性の欠如を埋める努力の推進

本件のモザンビーク側実施機関である農業・食糧安全保障省(MASA⁵)は、本件に係る情報の提供と透明性の確保を意図して、現地ステークホルダーとの一連の会合を開催している。2019年4月には、MASA大臣主催の会合がマプトで開催され、2018年8月にマプト市行政裁判所から出された情報開示に係る命令や土地問題等、市民社会・農民団体から提起された事項について担当大臣らが回答した。

行政裁判所による情報開示命令に関しては、2020年2月時点、農業・農村開発省 (MADER®) と、原告であるモザンビーク弁護士協会との話し合いの場が持たれている。

② 参加型意思決定の手続ルールに基づく議論の促進

(https://www.jica.go.jp/environment/ku57pq0000205x3b-att/report_171101.pdf)

³「モザンビーク共和国ナカラ回廊農業開発マスタープラン策定支援事業:環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立に係る調査報告書」pp. 30-34「第4章:対話の促進に関する現状と審査役の提言」

⁴ 「環境社会配慮ガイドライン異議申立審査役年次活動報告書(2018 年度)」 pp. 4-5. 「III. 理事長指示の実施状況」(https://www.jica.go.jp/environment/ku57pq00000v0skq-att/objection_annual2018.pdf)

⁵農業・食糧安全保障省 MASA: Ministério da Agricultura e Segurança Alimentar

⁶農業・農村開発省 MADER: Ministério da Agricultura e Desenvolvimento Rural MADER は、2019年 10月総選挙後の省庁改編によって MASA から改組した

MASA (現MADER) は2018年度に北部3州の市民社会・農民団体を訪問して行った意見交換の結果等を踏まえ、上記①の2019年4月の会合を催し、市民社会・農民団体から提案がなされた公聴会の進め方について議論が行われた。同会合には、本事業に対して反対の意を表明している団体に対しても参加の呼びかけが行われ、モザンビーク農民連合(UNAC7)も参加したが、UNACは会合後にいかなる合意もしていない旨の声明を発出した。その後、モザンビークでは2019年10月に大統領選挙を含む総選挙で繁忙となり、農民との対話・公聴会の実現には至っていない。

③ 現地政府による適切な取り組みを支援

JICAは、現地政府による情報不足・透明性の欠如を埋める努力の推進や、参加型意思決定の手続ルールに基づく議論の促進について、現地政府に対する働きかけを継続している状況にある。

以上、現地政府による情報開示・透明性の改善や参加型意思決定の手続ルールに基づく 議論の促進等の取り組みを支援する方向で、JICAとしての一定の努力がなされていること が認められるが、現地の膠着状況が続いていることが伺われる。

II. IAMnetへの加盟

独立査察制度ネットワーク(Independent Accountability Mechanisms Network: IAMnet)は、国際金融機関・開発援助機関における内部統制・監査の一環として環境社会配慮に係るアカウンタビリティやコンプライアンスの強化に関わっている専門家が、定期的に意見交換を行うためのネットワークです。JICAの異議申立審査役・事務局は、2016年よりオブザーバーとしてIAMnetの年次総会に参加していましたが、審査役の意向を受けて、2019年5月に、事務局がIAMnet事務局に対して正式な加盟申請を行い、6月12日に承認されました。今後はIAMnetの正規メンバーとして他のIAMnetメンバーと一層の協力・連携を行い、JICAの環境社会配慮のより効果的・効率的な強化に努めてまいります。

7

⁷モザンビーク農民連合 UNAC: União Nacional de Camponeses

III. 運営実施体制

1 異議申立審査役

国際協力機構(JICA)が、2010年4月1日に公布、同年7月1日から施行した環境社会配慮ガイドラインと異議申立手続要綱に基づき、理事長により「異議申立審査役」が委嘱されています。

2 異議申立審査役事務局

異議申立審査役の事務を処理するため、異議申立手続要綱に基づき事務局が設置されています。

以上